

# 遠軽町

## プレミアム付商品券取扱店募集

遠軽町では、新型コロナウイルス感染症により停滞している町内消費の喚起を図るため、「プレミアム付商品券発行事業」を実施いたします。

現在、プレミアム付商品券の取扱店を募集しておりますので、自社の販売促進に商品券をご活用ください。

### 1. 販売する商品券

- ◆ 1セット13,000円分を10,000円（1,000円券×13枚）で販売
- ◆ 1世帯につき、5セットまで購入可能
- ◆ 24,000セットに達した時点で、販売を終了

10/18（日）  
発売開始！！

### 2. 商品券の使用可能期間

- ◆ 令和2年10月18日（日）～令和3年1月31日（日）  
（新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、期間が変更になる場合があります）

### 3. 取扱店応募資格・参加費用

- ◆ 遠軽町内の事業所（実施要綱参照）
- ◆ 参加費用  
（1）遠軽商工会議所またはえんがる商工会の会員事業所は、無料とする。  
（2）上記以外の事業所は、商品券回収額に対して換金手数料3%を負担する。

### 4. 取扱店の募集期限

- ◆ 商品券の使用可能期間中、随時申込みを受け付けいたします。  
10月2日（金）までに参加申込みをされた事業所は、10月10日（土）の朝刊折込チラシに、取扱店名等を掲載させていただきます。

### 5. お申込み

- ◆ 同封の参加申込書（様式1・2）を遠軽商工会議所へご提出願います。（FAX可）

#### ●商品券の流れ

商工会議所、商工会、観光協会  
遠軽大通・遠軽南町・生田原・  
安国・瀬戸瀬・白滝郵便局

↓ 商品券の販売

消費者

↓ 商品券を利用

取扱店

↓ 商品券を換金

商工会議所・商工会

#### ●主な取扱店の業務（実施要綱参照）

1. 取扱店ステッカーの掲示  
消費者から見やすい場所に、ステッカーを掲示してください。（後日配送）
2. 商品券を利用されるお客様への対応  
①商品券ご利用の際、つり銭のお返しはできません。  
②商品券は、現金または金券類との引き換えおよび購入はできません。  
③使用期限を過ぎたものは無効となります。
3. 商品券に店名記入  
お客様から受け取った商品券は、裏面の取扱店欄に事業所名等を記入してください。
4. 商品券の換金  
①遠軽商工会議所・えんがる商工会に商品券を持参し、換金してください。  
②換金期間は、令和2年10月19日（月）～令和3年2月22日（月）  
③代金は指定された口座へ送金させていただきます。換金受付の際に預り書を発行いたします。  
④振込日は、10日毎に送金させていただきます。

お問い合わせ：遠軽商工会議所（Tel 42-5201 / Fax 42-5134）

## 遠軽町プレミアム付商品券発行事業

1. 目的 国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金および北海道の商品券補助金を活用し、新型コロナウイルスの感染拡大により、深刻な影響を受けている町内の店舗および町民生活を応援し、遠軽町内の消費の拡大と地域経済を活性化することを目的として、プレミアム付商品券を発行する。
2. 名称 コロナ対策「えんがるプレミアム付商品券」
3. 事業名 遠軽町「プレミアム付商品券発行事業」
4. 発行団体 遠軽商工会議所・えんがる商工会
5. 販売総額 240,000,000円
6. 発行総額 312,000,000円
7. プレミアム分総額  
72,000,000円(30%)
8. 販売価格 1セット1万円で1万3千円分の商品券(1セット=1,000円券×13枚)
9. 発行セット数 24,000セット(312,000枚)
10. 購入限度額 1世帯5セットまで
11. 使用期間 令和2年10月18日(日)から令和3年1月31日(日)まで  
\*新型コロナウイルス感染症のまん延状況により、使用可能期間が変更となる場合があります。
12. 参加対象事業所
  - (1) 遠軽町内の事業所で、この実施要綱に同意をしたもの。
  - (2) 取扱店として参加を希望する事業所は、参加申込書(様式1・様式2)を遠軽商工会議所に提出する。  
\*10月2日(金)までに参加申込みを済まされた事業所は、10月10日(土)の朝刊折込チラシに取扱店名等を掲載させていただきます。
  - (3) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律122号)第2条に規定する営業を行うものおよび業務の内容が公序良俗に反する営業を行うものは、参加対象事業所から除外する。
  - (4) 商品券の目的外使用等の不正行為が認められた場合は、遠軽商工会議所およびえんがる商工会は参加対象事業所から除外することができるものとする。

### 13. 参加事業所の表示

コロナ対策「えんがるプレミアム付商品券」のステッカーを見やすい場所に掲示する。

### 14. 参加事業所の負担金

- (1) 遠軽商工会議所またはえんがる商工会の会員事業所は、無料とする。
- (2) (1) の非会員事業所は、商品券回収額に対して換金手数料3%を負担する。

### 15. 商品券の販売場所および期間等

- (1) 販売場所
  - ①遠軽地域 遠軽商工会議所・えんがる町観光協会・遠軽大通郵便局・遠軽南町郵便局・瀬戸瀬郵便局
  - ②丸瀬布地域 えんがる商工会
  - ③生田原地域 生田原郵便局・安国郵便局
  - ④白滝地域 白滝郵便局
- (2) 販売期間
  - ①10月18日(日)は、遠軽町福祉センター・えんがる商工会館で販売
  - ②上記の①以降は、すべての販売場所で販売
  - \*発行セット数に達した時点で、販売を終了する。
- (3) 販売時間
  - ①10月18日(日)は、午前10時～午後3時
  - ②上記の①以降は、午前9時～午後5時
  - ※郵便局窓口においては、窓口営業時間での販売となります。
  - ※観光協会においては、土・日・祝日も販売いたします。

### 16. 商品券の販売

- (1) 1,000円券13枚を1セットとし、1万円で販売する。
- (2) 1世帯につき、5セットまで購入することができる。
- (3) 購入者は、「引換券」に代金を添えて購入する。
- (4) 「引換券」は、10月7日(水)付の朝刊折込で配布する。

### 17. 商品券の取扱方法

- (1) コロナ対策「えんがるプレミアム付商品券」は、町内の取扱店のみで使用可能とする。
- (2) 商品と引き換えた商品券の再使用は不可とする。
- (3) 商品券を取扱った事業所は、事故防止のため商品券の裏面に取扱店を表示する。
- (4) 釣り銭は、出さないものとする。
- (5) 商品券で利用できないもの
  - ①商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカードなど換金性の高いもの。
  - ②土地および家屋の購入代金。
  - ③「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律」第2条に規定する性風俗関連特殊営業に係るもの。
  - ④「たばこ事業法」第36条第1項に規定するたばこの小売販売。
  - ⑤国や地方公共団体への支払い。
  - ⑥加盟店が取扱いを不可とした商品。
  - ⑦その他、法律で商品券による購入が禁じられている商品。

- (6) 有効期限超過の使用は、不可とする。
- (7) 商品券の偽造または不正使用の疑いがある時は、遠軽商工会議所またはえんがる商工会へ報告する。
- (8) 偽造された商品券と判別できる場合は、遠軽商工会議所・えんがる商工会は当該商品券の換金を行わない。
- (9) 商品券の盗難、紛失または滅失などに対しては、遠軽商工会議所・えんがる商工会はその責を負わない。

#### 18. 商品券の換金

- (1) 取扱店が販売代金として受け取った商品券は、裏面の取扱店欄に事業所名を記入し、遠軽商工会議所またはえんがる商工会に商品券と換金申込書（様式3）を持参して換金手続きを行う。
- (2) 換金方法は、指定口座への振込とする。
- (3) 非会員事業所への換金に対する振込額は、持ち込まれた商品券の額面から換金手数料を引いた額とする。
- (4) 口座振込は、10日毎の振込とし、受付時において預り書（様式4または様式4-2）を発行する。
  - ①毎月10日受付分は、当月20日に振込  
20日受付分は、当月30日に振込  
30日受付分は、翌月10日に振込
  - ②振込日が銀行休業日の場合は、前営業日に振込する。
- (5) 商品券の換金期限は、令和3年2月22日（月）とする。

以 上

(様式1)

遠軽商工会議所 行  
(FAX : 0158-42-5134)

## えんがるプレミアム付商品券取扱店 参加申込書

今回の「遠軽町プレミアム付商品券発行」事業の目的および実施要綱に同意し、参加申込みいたします。

令和 年 月 日

住 所 遠軽町

事業所名 \_\_\_\_\_

代表者名 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

店 舗 名 \_\_\_\_\_

**\*上記、電話番号・店舗名を「取扱店一覧表」へ掲載**

(指定口座)

銀 行 名  北洋銀行 遠軽支店

遠軽信用金庫 本店 ・ 生田原支店 ・ 丸瀬布支店

\_\_\_\_\_銀行 \_\_\_\_\_支店

口座種類 普 通 ・ 当 座

口座番号 \_\_\_\_\_

フリガナ  
口座名義 \_\_\_\_\_

**\*様式2の「新北海道スタイル」実践届出書と一緒に提出ください。**

(様式2)

遠軽商工会議所 行  
(FAX : 0158-42-5134)

## 「北海道スタイル」実践届出書

私は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、下記の取組みを行い、「北海道スタイル」を実践します。

### 【取組内容】

1. スタッフのマスク着用や小まめな手洗いに取組みます。
2. スタッフの健康管理を徹底します。
3. 施設内の定期的な換気を行います。
4. 設備、器具などの定期的な消毒・洗浄を行います。
5. 人と人との接触機会を減らすことに取組みます。
6. お客様にも咳エチケットや手洗いを呼びかけます。
7. 店内掲示やホームページなどを活用し、お店の取組みをお客様に積極的にお知らせします。

令和 年 月 日

企業名・団体名・店舗名等

---

代表者役職・氏名

---

印

**\*様式1の「参加申込書」と一緒に提出ください。**